

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年12月25日

水 曜 日

第 3707 号

## 目 次

### 告 示

- 肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正 1
- 公害防止事業に係る費用負担計画の決定 2
- 土地改良区の定款変更の認可 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定
- 道路の区域変更 5
- 道路の供用開始 6
- 指定管理者の指定

### 公 告

- 肥料の登録 7
- 肥料の登録有効期限の更新
- 肥料の登録に係る事項の変更 8
- 土地改良区の役員の退任 9
- 土地改良区の役員の住所変更 10
- 都市計画事業の施行
- 落札者等の公示 11

## 告 示

### 富山県告示第499号

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令についての一部改正について

肥料取締法第21条の規定に基づく肥料の施用上の注意等の表示命令について（昭和59年富山県告示第 244号）の一部を次のように改正し、平成26年1月4日から施行する。

平成25年12月25日

表の 4 の中「液状窒素肥料」の下に「又は液状複合肥料」を加える。

表の 5 の中「別表第 1 の 1 の(1)のケ、コ又はサ」を「別表第 1 の 2 の(1)のア、イ又はウ」に改め、「普通肥料」の下に「(6 に掲げるものを除く。)」を加える。

表の 5 の項の次に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料	<table border="1"><tr><td data-bbox="400 406 930 571">この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</td></tr></table>	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。
この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。		

(農業技術課)

## 富山県告示第500号

公害防止事業に係る費用負担計画の決定について

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第 133号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、富岩運河の中島閘門上流部において実施する公害防止事業に係る費用負担計画を定めたので、同条第 5 項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 公害防止事業の種類

法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業（覆砂事業及びしゅんせつ事業）

### 2 費用を負担させる事業者を定める基準

富岩運河、友友運河及び富山港（以下「富岩運河等」という。）にダイオキシン類を排出したと推定される事業活動を現に行い、又は過去に行っていた事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、農業者及び小規模なダイオキシン類の発生源事業者を除く。

(1) 富山市下奥井及び富山市久方町の大島川排水路周辺に現に事業場を所有し、

又は過去に事業場を所有していた事業者

- (2) 富岩運河流域又はいたち川流域において、1960年代から1970年代までの間に農薬ペンタクロロフェノールの製造に係る事業活動を行っていた事業者

### 3 公害防止事業費の額

2,034百万円

### 4 負担総額及びその算定基礎

#### (1) 負担総額

1,137百万円

#### (2) 算定基礎

$$\begin{aligned} \text{負担総額} &= (\text{公害防止事業費の額} - \text{工事の期間を限定することに伴い増嵩する額}) \times \text{寄与割合} \times (1 - \text{減額割合}) \\ &= (2,034\text{百万円} - 76\text{百万円}) \times 0.774 \times (1 - 1/4) \end{aligned}$$

#### ア 工事の期間を限定することに伴い増嵩する額

学習支援船の運航に配慮し、公害防止事業の工事の期間を限定することに伴い増嵩する額については、法第4条第2項に基づき減じる。

#### イ 寄与割合

法第4条第1項に基づく寄与割合は、富岩運河等の底質に含まれるダイオキシン類について統計学的に解析する手法により算定した数値とする。

#### ウ 減額割合

覆砂の公害防止の機能以外の機能及び当該公害防止事業に係る公害の原因となった物質が蓄積された期間を勘案し、法第4条第2項の規定により、妥当と認められる額を減じることとする。その減ずべき額については、覆砂の公害防止の機能以外の機能及び当該公害防止事業に係る公害の原因となった物質が蓄積された期間に係る定量的な評価が難しいこと、かつ、公害の程度が著しいことから、法第7条第2号イの規定を参考に、減額割合を設定する。

### 5 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更を生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

また、覆砂事業後に覆砂材の補充が必要となった場合は、工事の対象範囲及び規模並びに費用負担を求める期間について検討を行ったうえで、費用負担計画を変更し、前記 2 に基づき定めた事業者に必要な費用負担を求める。

#### 富山県告示第501号

土地改良区の定款変更の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年12月17日認可した。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県告示第502号

土地改良区の定款変更の認可について

射水平野土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年12月19日認可した。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により公示する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
みらい天正寺薬局	富山市天正寺1076番地	精神通院医療		平成25年11月1日
みらい太郎丸薬局	富山市太郎丸西町2丁目8番10 タウンハウス88	精神通院医療		平成25年11月1日
みらい高田薬局	富山市高田63-1	精神通院医療		平成25年11月1日
みらい太田口薬局	富山市太田口通り3丁目5番16号	精神通院医療		平成25年11月1日
みらい堀川薬局	富山市堀川小泉町1丁目5番4号	精神通院医療		平成25年11月1日
荒川薬局	富山市荒川5丁目5番地1号	精神通院医療		平成25年11月1日
みらい本江薬局	魚津市本江1623-2	精神通院医療		平成25年11月1日

## 富山県告示第504号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変更前後別記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
------------	-----	---------	-----------	--------	------

県道 宇奈月大沢野 線	魚津市袋60番 1 から 魚津市石垣 432番 3 まで	変更前	A	最大 60.0 最小 6.5	4,350.0	新川土木 センター
		変更後	A	最大 60.0 最小 6.5	4,350.0	
			B	最大 47.0 最小 6.5	1,670.0	

### 富山県告示第505号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月25日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	中新川郡立山町五郎丸 362番 2 地先から 中新川郡立山町五郎丸 136番 2 地先まで	平成25年12月26日	富山土木 センター 立山土木 事務所

### 富山県告示第506号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第12条の規定により告示する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公の施設の名称

富山県高志リハビリテーション病院及び富山県高志通園センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人富山県社会福祉総合センター 富山市下飯野36番地

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成27年9月30日まで

公 告

肥料の登録について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 7 条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
富山県第 467号	貝化石肥料	粒状35.0貝化石肥料A号	アルカリ分 35.0	該当なし	三菱商事アグリサービス株式会社 東京都千代田区麴町一丁目10番地	平成31年9月1日
富山県第 468号	貝化石肥料	粒状35.0貝化石肥料	アルカリ分 35.0	該当なし	有限会社リンクネット 富山県小矢部市本町3番35号	平成31年10月15日
富山県第 469号	混合石灰肥料	豊土腐植酸苦土入り粒状貝化石肥料	アルカリ分 35.0 く溶性苦土 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	豊土化学株式会社 富山県小矢部市下後壺 503番地2	平成31年12月1日

肥料の登録有効期限の更新について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第 1 項の規定により公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第 430号	貝化石肥料	粒状貝化石 肥料	アルカリ分 35.0	該当なし	泉工業株式会社 栃木県佐野市築地 町 715番地	平成31年 6月5日
富山県 第 453号	貝化石肥料	ファーム特 1号	アルカリ分 43.0 く溶性苦土 8.0	該当なし	株式会社ワコー農 材 大阪府大阪市中央 区備後町四丁目3 番4号	平成31年 11月20日

### 肥料の登録に係る事項の変更について

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第13条第 1 項の規定により同法第16条第 1 項第 6 号の事項に係る変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更年月日	変更した 事項	変更内容	
					変更前	変更後
富山県 第 372号	貝化石肥料	35豊土粒状 貝化石肥料	平成25年 11月25日	生産業者 の住所	富山県小矢部市泉 町7番2号	富山県小矢部市下 後壺 503番地2
富山県 第 455号	貝化石肥料	35粒状苦土 入り貝化石 肥料				
富山県 第 351号	貝化石肥料	35.0アサヒ 粒状貝化石 肥料				
富山県 第 363号	副産石灰肥 料	40.0粒状ア サヒ副産鉍 さい石灰肥 料				
富山県 第 364号	副産石灰肥 料	40アサヒ副 産鉍さい石 灰1号				

富山県 第 365号	副産石灰肥料	35アサヒ副産銹さい苦土石灰肥料	平成25年 11月25日	生産業者 の住所	富山県小矢部市泉 町7番1号	富山県小矢部市下 後亟 503番地1
富山県 第 367号	副産石灰肥料	40アサヒ副産銹さい石灰3号				
富山県 第 368号	混合石灰肥料	38粒状アサヒ混合石灰1号				
富山県 第 369号	混合石灰肥料	36粒状アサヒ混合石灰2号				
富山県 第 371号	具化石肥料	40アサヒ粒状苦土入り具化石肥料				
富山県 第 387号	副産石灰肥料	43粒状アサヒ副産銹さい石灰肥料				
富山県 第 392号	副産石灰肥料	粒状副産銹さい石灰43号				
富山県 第 410号	塩化加里	50粒状塩化加里				
富山県 第 411号	塩化加里	52粒状塩化加里				
富山県 第 412号	塩化加里	53粒状塩化加里				

**土地改良区の役員の退任**

町長土地改良区の役員であった次の者が平成25年11月20日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名      氏      名                      住      所  
理 事      中 村      明                      富山市町長12番地

**土地改良区の役員の住所変更**

上市町土地改良区理事長から次のとおり役員の住所変更について届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	新 住 所	旧 住 所
理 事	上 田 善一郎	中新川郡上市町広野 1207番地	中新川郡上市町柿沢 742番地

**都市計画事業の施行**

氷見都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成25年12月25日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 都市計画事業の種類及び名称**

氷見都市計画道路事業

3・5・21号 氷見駅地蔵町線

**2 施行者の名称**

富山県

**3 事務所の所在地**

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

氷見市朝日丘9番24号 富山県高岡土木センター氷見土木事務所

**4 事業地の所在**

収用の部分 富山県氷見市伊勢大町一丁目及び地蔵町地内

使用の部分 なし

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成 25 年 12 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
公立大学法人富山県立大学（仮称）財務会計システム及び人事給与システム等  
設計・開発業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県経営管理部文書学術課 富山県射水市黒河 5180
- 3 落札者を決定した日  
平成 25 年 12 月 10 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ニッセイコム 東京都品川区大井 1-47-1 N T ビル
- 5 落札金額  
18,338,400 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日  
平成 25 年 10 月 2 日
- 8 総合評価に係る入札者の得点

入札者	価格点	技術点	合計点数
株式会社ニッセイコム	539.8	828.0	1,367.8
パステムソリューションズ株式会社	253.4	858.3	1,111.7
富士通株式会社富山支店	147.1	853.1	1,000.2

